

バイオインフォマティクス推進事業 平成19年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）			新版（修正後）		
版名	場所	記述	版名	場所	記述
平成19年7月2日 h19manual0702. pdf	Ⅲ. 委託研究費の執行について 3. 直接経費について 2) 各予算費目の執行に係るガイドライン ③謝金等 ii) 委託研究費（直接経費）での雇用対象 a	9. 以上の「6.」「7.」「8.」に係る証拠書類を、当該年度の精算時（収支簿の提出時）に J S T に提出できること。	平成19年7月25日 h19manual0725. pdf	Ⅲ. 委託研究費の執行について 3. 直接経費について 2) 各予算費目の執行に係るガイドライン ③謝金等 ii) 委託研究費（直接経費）での雇用対象 a	9. 以上の「6.」「7.」「8.」に係る証拠書類を、当該年度の精算時（収支簿の提出時）に J S T に提示あるいはその写しを提出できること。
	Ⅲ. 委託研究費の執行について 3. 直接経費について 3) 直接経費の費目間流用 ① JST の確認を必要としない で流用が可能な場合	※委託研究開発計画書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。		Ⅲ. 委託研究費の執行について 3. 直接経費について 3) 直接経費の費目間流用 ① JST の確認を必要としない で流用が可能な場合	※委託研究契約書上の計上額が0円の費目についても、流用範囲内であれば使用可能です。
	Ⅲ. 委託研究費の執行について 4. 間接経費について 3) 間接経費の主な使途	※上記以外であっても、研究機関の長が研究開発課題研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。		Ⅲ. 委託研究費の執行について 4. 間接経費について 3) 間接経費の主な使途	※上記以外であっても、研究機関の長が研究開発課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。
	Ⅲ. 委託研究費の執行について 12. 各種報告書の提出および委託研究費の返還について 1) 各種報告書等の提出	■本事業は競争的資金制度によるものではありませんが、当該委託研究に関して研究機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）が措置されており、競争的資金制度における間接経費の取扱いに準じた経費の執行をお願いしております。上記⑤の「間接経費執行実績報告書」は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成17年3月23日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」で指定されている様式です。当該年度に研究機関へ交付された全ての競争的資金を合算して作成ください。従って科学研究費補助金等の間接経費報告で文部科学省等に提出するものと同一（当該写しで可）となります。		Ⅲ. 委託研究費の執行について 12. 各種報告書の提出および委託研究費の返還について 1) 各種報告書等の提出	■本事業は競争的資金制度ではありませんが、当該委託研究に関して研究機関にて必要となる管理費等として、直接経費に対する一定比率（30%を上限とする）が措置されており、競争的資金制度における間接経費の取扱いに準じた経費の執行をお願いしております。上記⑤の「間接経費執行実績報告書」は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成17年3月23日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」で指定されている様式です。科学研究費補助金等の間接経費報告で文部科学省等に提出するものの写しでも結構です。

バイオインフォマティクス推進事業 平成19年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）			新版（修正後）		
版名	場所	記述	版名	場所	記述
平成19年7月2日 ◎経理様式1,3,5 h19u1keiri0702.xls h19u3keiri0702.doc h19u5keiri0702.xls ◎知財様式1,2,3,4 h19u1tizai0702.doc h19u2tizai0702.doc h19u3tizai0702.doc h19u4tizai0702.doc		分任契約担当者 理事 細江 孝雄	平成19年10月1日 ◎経理様式1,3,5 h19u1keiri1001.xls h19u3keiri1001.doc h19u5keiri1001.xls ◎知財様式1,2,3,4 h19u1tizai1001.doc h19u2tizai1001.doc h19u3tizai1001.doc h19u4tizai1001.doc		分任契約担当者 理事 水上 政之
平成19年7月25日 h19manual0725.pdf	Ⅲ. 委託研究費の執行について 12.各種報告書の提出および委託研究費の返還について 2)委託研究費の返還・繰越について		平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	Ⅲ. 委託研究費の執行について 12.各種報告書の提出および委託研究費の返還について 2)委託研究費の返還について	
	Ⅳ. 知的財産権の管理について 2.研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の持分に係る知的財産権の取扱い 1)知的財産権の帰属	・産業活力再生特別措置法第30条により、JSTの委託研究契約に係る知的財産権について、JSTは研究機関から譲り受けないことができるようになりました。		Ⅳ. 知的財産権の管理について 2.研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の持分に係る知的財産権の取扱い 1)知的財産権の帰属	・産業技術力強化法第19条により、JSTの委託研究契約に係る知的財産権について、JSTは研究機関から譲り受けないことができるようになりました。

旧版（修正前）			新版（修正後）		
版名	場所	記述	版名	場所	記述
平成19年7月25日 h19manual0725.pdf	IV. 知的財産権の管理について 2.研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の持分に係る知的財産権の取扱い 1)知的財産権の帰属	産業活力再生特別措置法(抜粋) (国の委託に係る研究の成果に係る特許権等の取扱い) 第三十条 国は、技術に関する研究活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、その委託に係る技術に関する研究の成果(以下この条において「特定研究成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者から譲り受けなければならないことができる。 一 特定研究成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者が約すること。 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者が約すること。 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究を行わせ、かつ、当該法人がその研究の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究の受託者との関係に準用する。 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。 ※本委託研究契約では、同条第一項中の「特定研究成果」については「発明等」、「国」については「機構」とそれぞれ読み替えます。	平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	IV. 知的財産権の管理について 2.研究機関所属の研究者(研究機関発明者)の持分に係る知的財産権の取扱い 1)知的財産権の帰属	産業技術力強化法(抜粋) (国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い) 第十九条 国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けなければならないことができる。 一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。 二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。 三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。 2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。 3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。 ※本委託研究契約では、同条第一項中の「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「機構」とそれぞれ読み替えます。

バイオインフォマティクス推進事業 平成19年度版事務処理説明書/様式(大学等) 変更履歴

旧版（修正前）			新版（修正後）		
版名	場所	記述	版名	場所	記述
平成19年7月25日 h19manual0725.pdf	IV. 知的財産権の管理について 8.研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について 1) 知的財産権に関するJSTへの通知	通知条件 各年度において、知的財産権が実施されたとき 通知書・書類の様式 知的財産権実施状況通知書 (指定様式・知財様式4参照) 書類提出期限 毎年 4月末日まで	平成19年10月22日 h19manual1022.pdf	IV. 知的財産権の管理について 8.研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について 1) 知的財産権に関するJSTへの通知	通知条件 各年度において、知的財産権が実施されたとき 通知書・書類の様式 知的財産権実施状況通知書 (指定様式・知財様式4参照) 書類提出期限 次年度 4月末日まで
	IV. 知的財産権の管理について 8.研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について 2) 第三者に譲渡又は実施許諾する場合の注意点	・ 産業活力再生特別措置法第30条第1項各号 に掲げる事項についての遵守義務が承継されるよう、譲渡先と約定する等、適切な措置を講じてください。		IV. 知的財産権の管理について 8.研究機関に帰属した(JSTとの共有でない)知的財産権について 2) 第三者に譲渡又は実施許諾する場合の注意点	・ 産業技術力強化法第19条第1項各号 に掲げる事項についての遵守義務が承継されるよう、譲渡先と約定する等、適切な措置を講じてください。
【新規】			平成19年10月24日 ◎成果発表について h19u1renraku1024.doc ◎外部発表連絡表 h19u2renraku1024.doc ◎開催・アウトリーチ活動連絡票 h19u3renraku1024.doc		
【新規】			平成19年10月25日 ◎委託研究契約書 h19keiyaku1001.pdf		# 平成19年10月1日以降締結分に適用 # 日本版バイ・ドール規定の根拠法律の変更に 対応 産業活力再生特別措置法第30条 ⇒ 産業技術力強化法第19条
【新規】			平成19年11月19日 ◎経理様式2-2 h19u2_2keiri1119.xls		